

令和6年度 一般介護予防事業 地域リハビリテーション活動支援事業
アセスメント支援事業 実施要項

1. 趣旨

この要項は宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業実施に関する規則（平成28年2月22日告示第8号、以下「規則」という。）第4条（2）エの地域リハビリテーション活動支援事業として実施するアセスメント支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業目的

地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、高齢者やそれを取り巻く地域住民が生きがい・役割をもって生活できるよう介護予防を推進することを目的とする。

3. 根拠法

介護保険法（平成9年法律第123）第115条の45第1項第2号

4. 実施主体

宮古島市

5. 実施形態

事業の運営については、2に掲げる事業目的を達成することができ、宮古島市内の介護事業所や医療機関に在籍する多様な専門職人材を継続的かつ安定的に派遣調整等を行うことが可能な法人（以下「運営法人」という。）に委託し、実施することができるものとする。

6. 事業内容

通所系サービス、訪問系サービス、住民主体の通いの場等へリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を派遣し、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言するなど、地域包括支援センターとも連携しながら下記(1)～(3)の介護予防の取組を総合的に支援する。

- (1) 住民（通いの場等）への介護予防に関する技術的助言
- (2) 介護職員等への介護予防に関する技術的助言
- (3) 高齢者支援のためのアセスメントに関する支援

7. 事業対象者

- (1) 宮古島市内における介護予防にかかる自主活動を行う団体または介護サービス事業所に従事する者
- (2) 宮古島市のケアマネジメント支援等に関わる関係者

※支援対象は宮古島市の介護保険第一号被保険者

8. 実施担当者

リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランス良くアプローチすることのできる能力を有する者。職種は限定しない。

9. 事業期間・回数

期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

回数：1事業所（1事例）につき年2回程度までとする。

時間：1回1時間程度とする。

10. 報告

派遣された専門職は、支援を実施した場合、運営法人・宮古島市・申請者へ実施後2週間以内に実施報告書（様式1）を提出する。

運営法人は、事業完了後30日以内に当該年度の事業実績報告を行うものとする。

11. 謝礼

- (1) 運営法人は、支援を行った専門職に対し、報告に基づき謝礼を支払うものとする。
- (2) 謝礼の額は、令和6年度宮古島市謝礼支払基準の別表1の規定（別紙2）を参照とし、1時間3,000円を支払う。
- (3) 申請者との事前の連絡調整、事後の報告書作成に対して3,000円を支払う。
- (4) 謝礼の方法は、実施報告書の実績に基づき1回分ごとに支払うものとする。

12. 実施方法

実施方法や流れの詳細については別紙3を参照する。

13. 遵守事項

- (1) 衛生及び健康管理
事業を実施する場合の衛生状態の維持及び従事者の清潔の保持並びに健康状態の管理のための対策を講じること。
- (2) 秘密保持
本事業の関係者または本事業の関係者であったものが、正当な理由なく本事業の実施にあたり知り得た利用者及びその家族に関する情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- (3) 緊急時の対応
事業実施時、対象者に病状の急変等が生じたときは、救急車の手配や主治医への連絡等、速やかに必要な対応をとる。